

## 役員報酬規程

(平成17年9月1日 平成17年規程第4号)

### (総則)

第1条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

### (報酬の区分)

第2条 常勤の役員の報酬は、理事長については、本俸、理事及び監事については、本俸、通勤手当及び期末特別手当とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

### (本俸)

第3条 常勤の役員のうち理事長の本俸は、年額とし、17,600,000円を支給する。

2 常勤の役員のうち理事の本俸は、月額とし、890,000円を支給する。

3 常勤の役員のうち監事の本俸は、月額とし、763,000円を支給する。

4 理事長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前各項に定める額を超えて本俸を決定することができる。

### (非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員の非常勤役員手当は、日額とし、その者の占める職に応じて前条第2項又は第3項に定める額を基に、勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するものの他、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

### (報酬の支給定日及び支給方法)

第6条 役員の報酬（期末特別手当を除く。以下次条において同じ。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）とする。ただし、第8条に規定する期末特別手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は役員が指定する預金又は貯金の口座への振り込みにより支払う。

### (報酬の日割計算)

第7条 月の中途において、あらたに役員に任命され、若しくは役員が退職し、解任されたときの当該月の報酬については、第3条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第3条に規定する額の全額を支給する。

### (期末特別手当)

第8条 期末特別手当は6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職、解任又は死亡した役員にあつては退職、解任又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本俸及び本俸月額に100分の25を乗じて得た額及び本俸の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額に一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

3 前項の規定による期末特別手当の額は、内閣府独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合は、その者の国家公務員として在職した期間は役員として在職した期間とみなす。

5 役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるために退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合における期末特別手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。

6 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法を準用する。

7 非常勤の役員には、期末特別手当は支給しない。

（端数の取扱）

第9条 この規程の定めるところによる報酬計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は、1円として計算する。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。